

よくあるご質問

目次

※ 番号を塗りつぶしている設問は、
特にお問合せが多いものです。

【制度ご利用の皆様へ】⇒ P1 ～ P2

● 制度に関すること

- 1 高齢者いきいき活動ポイント事業とは、どんな事業なのですか？・・・1
- 2 この事業の目的は何ですか？・・・1
- 3 どんな活動が対象になるのですか？・・・1
- 4 なぜ、活動内容によって、ポイント数に差があるのですか？・・・1
- 5 この事業で、どのような効果を期待しているのですか？・・・2

【活動団体の方へ】⇒ P2 ～ P16

● 活動団体の登録に関すること

- 1 活動団体には、いつでも登録できますか？・・・2
- 2 2名でも活動団体として登録できますか？・・・2
- 3 活動団体の応募要件として、「活動の参加者を広く受け入れること」とあります。
活動場所の広さなどの関係で、受け入れることができる人数に限りがある場合は、活動
団体として登録できないのですか？・・・2
- 4 老人クラブの規約上、他の地域の高齢者を受け入れるようになっていません。
この場合でも活動団体として登録できますか？・・・2
- 5 サロン活動（1ポイント対象：自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動）は月1
回以上のペースでやっていませんが、ボランティア活動（2ポイント又は4ポイント対
象）と合わせると、月1回以上のペースになります。活動団体として登録できますか？・3
- 6 町内会の中に、老人クラブや女性会など複数の団体があります。この場合、どのよう
に団体登録すればよいですか？・・・3
- 7 老人クラブの中に複数のサークルがあります。この場合、サークル単位で団体登録
できますか？・・・3
- 8 協同労働実施団体は、活動団体として登録できますか？・・・4
- 9 いつでも活動団体の登録を取り消すことはできますか？・・・4
- 10 広島市外の団体でも登録できますか？・・・4

● 活動団体登録届出書に関すること

- 1 提出方法を教えてください。・・・4

- ② 代表者やスタンプ管理責任者は、65歳以上である必要がありますか？ 4
- ③ 代表者がスタンプ管理責任者になってもよいですか？ 4
- ④ 一人で複数の団体の代表者を務めています。同じ代表者名で、複数の団体登録
ができますか？ 4
- ⑤ 清掃活動を月1回、ふれあい・いきいきサロンを2か月に1回開催しています。
この場合、「地域の支え手になるボランティア活動」のA、「健康づくり・介護予防活動」
のAにそれぞれ丸を付ければよいですか？
なお、ふれあい・いきいきサロンの他には、自らの健康づくり・介護予防に取り組む
活動は行っていません。 4

● **ポイント付与の対象になる活動に関すること**

- ① 健康づくり・介護予防に取り組む活動（1ポイントの対象活動）はどのようなものが
ありますか？ 5
- ② 健康づくり・介護予防に取り組む活動であっても、ポイント付与（1ポイント）の対
象にならない活動を教えてください。 6
- ③ 自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動（1ポイント対象）は、運動系の活動だ
けでなく文化系の活動も対象になりますか？ 6
- ④ 地域の支え手になる活動のうち一般的なボランティア活動（2ポイントの対象活動）
はどのようなものがありますか？ 6
- ⑤ ボランティア活動であっても、ポイント付与（2ポイント）の対象にならない活動を
教えてください。 7
- ⑥ 地域の支え手になる活動のうち特定のボランティア活動（4ポイントの対象活動）は
どのようなものがありますか？ 7
- ⑦ 特定のボランティア活動（4ポイントの対象活動）のうち、高齢者及び障害者に対す
る外出時の付き添い介助とはどのような活動のことですか？ 8
- ⑧ ポイントの付与に当たり、活動時間は最低何時間以上という決まりはありますか？ . 8
- ⑨ 交通費や謝金などを支給しているボランティア活動も、ポイント付与の対象になりま
すか？ 8
- ⑩ ○○活動は、ポイント付与の対象になるようですが、そのための準備や打合せなども
ポイント付与の対象になりますか？ 8
- ⑪ 町内会の行事は、基本的に、ポイント付与の対象になると考えてよいですか？ . . . 8
- ⑫ 町内会の役員になれば、ポイントがもらえますか？ 9
- ⑬ 町内会の役員会議に出席すれば、ポイントがもらえますか？ 9
- ⑭ 4ポイントの対象になるサロンと2ポイントの対象となるサロンの違いがわかりませ
ん。総合事業とは何ですか？ 9
- ⑮ サロンの世話人とはどんな人のことですか？スタンプを管理し、押印する人は世話人
ですか？ 9

- 16 サロンなどの通いの場において、世話人が参加者でもある場合、世話人と参加者の両方のポイントがもらえますか？
また、世話人（2ポイント又は4ポイント）と参加者（1ポイント）をどのように区分すればよいですか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 17 大規模なサロンを運営しているため、複数の世話人がいます。世話人として2ポイント又は4ポイントが付与される人は1人でなければいけませんか？また、世話人は、日によって替わっても問題ありませんか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 18 近所で数人が集まって自宅でお茶会をする程度でも、ポイントがもらえますか？・・10
- 19 行事の打ち上げなどで集まって飲食をする場合は、ポイント付与の対象となりますか？・・10
- 20 介護予防のための機能訓練を実施するデイサービス等は、ポイント付与の対象になりますか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 21 スタンプ管理責任者または副責任者になればポイントがもらえますか？・・・・・・・・10
- 22 広島市から受けている公共施設の指定管理業務も、ポイント付与の対象になりますか？・・11
- 23 広島市から報奨金の交付を受けて行う公園清掃も、ポイント付与の対象になりますか？・・11
- 24 活動団体として、「A 清掃活動」を登録しています。団体の活動として、災害による土砂の撤去や被災ごみの片付けなどを行う場合、参加者に2ポイントを付与してよいですか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 25 マンションの管理規約上、共用部分（敷地内）についてはマンションの住民で清掃することと定められています。マンション住民がマンションの共用部分（敷地内）を清掃することは、ボランティア活動として2ポイント付与の対象になりますか？・・・・11

● **スタンプの管理・押印に関すること**

- 1 スタンプはいつ交付されますか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 2 スタンプは一つしか交付してもらえないのですか？・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 3 臨機応変に活動団体のメンバーが押印できるように、スタンプを誰でも簡単に持ち出せる場所で管理してもよいですか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 4 団体としての活動であっても、一人で活動する場合もあり、実績確認が難しい場合もあると思います。活動実績は、どの程度確認すればよいですか？・・・・・・・・12
- 5 活動実績を確認できなかった場合でも、高齢者から強く求められたらスタンプを押してしまいそうです。どうすればよいですか？・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 6 ポイント手帳を忘れた高齢者には、後日、スタンプを押してもよいですか？・・・・12
- 7 後日スタンプを押す場合、記入する日付はどうすればよいですか？・・・・・・・・13
- 8 スタンプを押す色に決まりはありますか？・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 9 間違っってスタンプを押した時はどうすればよいですか？・・・・・・・・13
- 10 一人の高齢者が、一日に押してもらえるスタンプの数に上限はありますか？・・・・13
- 11 複数の活動団体が共催する活動に高齢者が参加した場合、どの活動団体がスタンプを押せばよいですか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

- 12 町内会や老人クラブなどの活動に、自分たちの地域外からも参加者がいます。この場合、他の地域からの参加者にもスタンプを押してよいですか？・・・14
- 13 高齢者地域支え合い事業の見守り協力員に対する実績確認は、どのようにすればよいですか？・・・14
- 14 活動団体が、ポイントを集計する必要はありますか？・・・14
- 15 活動団体登録届出書を提出してからスタンプが交付されるまでの間に、ポイント付与の対象となる活動の実績確認を行った場合、その活動にポイント付与はできますか？・・・14
- 16 災害ボランティアなど、緊急時の場合、活動団体登録（登録内容変更）の手続を経る前の活動に対して、遡ってスタンプ押印ができませんか？・・・14
- 17 スタンプを失くした場合、再交付してもらえますか？・・・14
- 18 市として、スタンプ押印の不正防止策をどのように考えているのですか？・・・15
- 19 参加者Aさんから、「あなたのスタンプの押し方が悪いので、不明瞭な押印となっている。スタンプを押し直してほしい。」と言われたのですが、どのように対応したらよいですか？・・・15
- 20 動画や写真による実績確認は、具体的にどのような流れで実施すればよいのでしょうか？・・・15
- 21 事後の確認やスタンプ押印を前提とする動画や写真による実績確認が増えると、スタンプ管理責任者の負担が増加することにつながると思いますが、活動団体の判断で動画や写真による実績確認を採用しないとすることは可能でしょうか？・・・16
- 22 参加者Aさんから、動画や写真をメールで送付され、スタンプ押印をするよう求められました。当団体では動画や写真による実績確認を採用していないのですが、スタンプ押印をしなければならないのでしょうか？・・・16
- 23 健康づくり・介護予防活動（1ポイント）だけでなく、ボランティア活動（2ポイント又は4ポイント）でも動画や写真による実績確認を行ってよいのでしょうか？・・・16

【ポイント手帳をご利用の高齢者の方へ】⇒ P17～P26

● ポイント手帳に関すること

- 1 ポイント手帳は65歳以上の高齢者全員に送付されるのですか？ また、いつ頃送付されますか？・・・17
- 2 障害者公共交通機関利用助成を受けている場合でもポイント事業を利用できますか？・・・17
- 3 9月1日現在で65歳以上の高齢者にポイント手帳が送付されるとのことですが、10月に65歳になる高齢者には、その時点で手帳が送付されてくるのですか？・・・17
- 4 ポイント手帳の有効期間はありますか？・・・17
- 5 貯めたポイント数を、次の期間に繰り越すことはできますか？・・・17
- 6 広島市外に転出した場合、ポイント手帳はどうすればよいですか？・・・18
- 7 広島市に返送したポイント手帳について、「有効なスタンプ」の事例に照らして確認したいので、返却してもらえますか？・・・18

- 8 「獲得ポイントのお知らせ」が届く前に、自分の獲得ポイント数を知る方法はありませんか？・・・18
- 9 ポイント手帳の追加交付の手続はどのように行えばよいですか？・・・・・・・・・・18
- 10 追加交付の手続は代理の者が窓口で行えますか？・・・・・・・・・・18
- 11 獲得したポイントが上限まで達しているか不安なので、「獲得ポイントのお知らせ」が届く前にポイント手帳の追加交付をお願いしたいのですが、可能ですか？・・・・・・・・19
- 12 既に一度ポイント手帳の追加交付申請を行っていますが、再度追加交付申請を行うことはできますか？・・・・・・・・・・19
- 13 ポイント手帳の〇〇のページがスタンプでいっぱいになった場合、新しいポイント手帳を交付してもらえますか？・・・・・・・・・・19
- 14 記録用のポイント手帳はどのような手続でもらえるのですか？・・・・・・・・・・19
- 15 「獲得ポイントのお知らせ」に100ポイント以上を獲得したことが示されていたのですが、「ポイント手帳追加交付願」を広島市へ提出してしまいました。どうすればよいですか？・・・・・・・・・・19

● ポイント付与の対象になる活動に関すること

※ 質問1 ～ 25は、【活動団体の方へ】のページ（P5～P11）に記載しています。

- 26 どこに行けば、ポイントがもらえますか？・・・・・・・・・・20
- 27 なぜ、個人の活動はポイント付与の対象にならないのですか？例えば、個人のウォーキングも健康づくり、介護予防のための活動だと思います。・・・・・・・・・・20
- 28 広島市外で活動しても、ポイントがもらえますか？・・・・・・・・・・20
- 29 民生委員の活動は、ポイント付与の対象になりますか？・・・・・・・・・・20
- 30 公民館では、どのような活動でポイントがもらえますか？・・・・・・・・・・20
- 31 市立図書館では、どのような活動でポイントがもらえますか？・・・・・・・・・・21
- 32 スポーツセンターで運動すれば、ポイントがもらえますか？・・・・・・・・・・21
- 33 ポイント付与の対象となる活動に参加してけがなどをした場合、補償はありますか？・・・21
- 34 医療機関で受診すれば、ポイントがもらえますか？・・・・・・・・・・22
- 35 ポイントの対象になる健康診査やがん検診等にはどのようなものがありますか？・・・22
- 36 広島市・府中町・海田町内の医療機関・検診機関であれば、どこで受診してもスタンプを押してもらえるのですか？・・・・・・・・・・22
- 37 「後期高齢者歯科健診」はどのような人が対象になりますか？・・・・・・・・・・22
- 38 登録薬局や登録医療機関に持っていくとスタンプが押してもらえる「服薬情報のお知らせ」は、いつ頃送付されるのですか？・・・・・・・・・・23
- 39 登録薬局や登録医療機関であれば、「服薬情報のお知らせ」を持参するだけで、スタンプを押してもらえますか？・・・・・・・・・・23

● 奨励金の支給に関すること

- 1 ポイントを貯めた後、どうすれば奨励金がもらえますか？・・・・・・・・・・23

- 2 いつ奨励金がもらえますか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
- 3 ポイント手帳の提出期限はありますか？・・・・・・・・・・23
- 4 ポイント数の上限まで貯まっていない場合は、奨励金の支給を受けることができない
のですか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
- 5 活動していた高齢者が亡くなった場合には、遺族が代わりに奨励金の支給を受けるこ
とができますか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
- 6 要支援・要介護高齢者外出支援交通費助成（障害者公共交通機関利用助成）でタクシー
チケットを受け取りましたが、全く使用していません。一方、健康づくりの活動に継続して
取り組み、100ポイント貯めることができました。タクシーチケットを返還して100
ポイント分の奨励金を支給してもらいたいのですが、可能ですか？・・・・・・・・・・24
- 7 奨励金の振込口座を変更したい場合には、どのような手続が必要ですか？・・・・25

● **スタンプの押印に関すること**

- 1 一日に押しもらえるスタンプの数に上限はありますか？・・・・・・・・・・25
- 2 ポイント手帳を持参し忘れた場合でも、後でスタンプを押してもらえますか？・・25

● **府中町・海田町とのポイント相互付与に関すること**

- 1 府中町・海田町に登録している活動団体の情報はどこで確認できますか？・・・・25
- 2 広島市で活動団体の登録をしていますが、府中町・海田町でも登録が必要ですか？・・25

● **新型コロナウイルス感染症等への予防対策に関すること**

- 1 新型コロナウイルス感染症等の予防を踏まえ、ポイント事業の活動に参加する際に
注意すべきことは何ですか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

【制度ご利用の皆様へ】

● 制度に関すること

Q1 高齢者いきいき活動ポイント事業とは、どんな事業なのですか？

A1 この事業は、広島市内に住所を有する65歳以上の高齢者（令和5年9月1日時点）が自らの健康づくりや地域支援のために行う活動を奨励するため、活動実績に基づき付与されるポイント数に応じた奨励金（1ポイント＝100円。年間上限10,000円（※））を支給する事業です。

※ 要支援・要介護高齢者外出支援交通費助成の利用者のうち、要支援者は年間上限7,500円、要介護者は年間上限5,000円。障害者公共交通機関利用助成の利用者は年間上限4,000円とします。

Q2 この事業の目的は何ですか？

A2 この事業は、高齢者の社会参加への意欲を具体的な活動に結びつけるうえでのきっかけづくりとして、高齢者が自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動や地域の支え手となる活動（ボランティア活動）を行った実績に基づいて支援を行うことにより、的確かつ効果的に、高齢者の社会参加を促進するとともに、高齢者の生きがいづくりを推進することを目的としています。

Q3 どんな活動が対象になるのですか？

A3 ポイントの対象となる活動は、大きく分けて、次の4つに分類されます。

- ① 自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動（1ポイント対象）
- ② 特定健康診査やがん検診等の受診（2ポイント対象）
- ③ ④以外の地域の支え手となる活動（ボランティア活動）（2ポイント対象）
- ④ 地域の支え手となる活動（ボランティア活動）のうち、広島市が指定するもの（4ポイント対象）

Q4 なぜ、活動内容によって、ポイント数に差があるのですか？

A4 社会参加を幅広く奨励するため、対象となる活動には一律で1ポイントを付与した上で、さらなる波及効果を伴う活動にはポイントを加算することとしているため、活動内容によってポイント数に差が生じています。

特に、地域福祉におけるボランティアによる支え手の確保が急務であることから、現在、この支え手確保への貢献度が客観的に明確な保育・介護人材の確保や介護予防・日常生活支援総合事業の支え手としての活動には3ポイントを加算して4ポイント、それ以外のボランティア活動には1ポイントを加算して2ポイントとしています。

また、自らのためのものであっても、より介護給付費や医療費の適正化に役立つと思われる健康診査などの受診には1ポイントを加算して2ポイントとしています。

Q5 この事業で、どのような効果を期待しているのですか？

A5 高齢者の社会参加に関して直接的な奨励効果が期待でき、高齢者の生きがいづくり、健康増進、介護予防の推進、地域での支え合い活動の担い手の充実が図られるとともに、介護給付費や医療費の一層の適正化につながると考えています。

また、町内会や老人クラブ、女性会といった地域団体の活動の活性化や充実につながり、ひいては、地域コミュニティの再生にも寄与することが期待されます。

【活動団体の方へ】

● 活動団体の登録に関すること

Q1 活動団体には、いつでも登録できますか？

A1 「高齢者いきいき活動ポイント事業活動団体登録届出書」をご提出いただくことで登録可能です。届出書は窓口（広島市役所高齢福祉課または各区福祉課）で受け取られるか、広島市ホームページより印刷等してください。

Q2 2名でも活動団体として登録できますか？

A2 グループの人数に決まりはないため、少人数で登録していただくこともできます。他方、活動を定期的に行い、かつ、活動実績の確認を適正に行うためには、ある程度の人数で登録していただくことが望ましいと考えています。活動を進めていく中で、グループの拡大についてご検討ください。

また、活動団体として登録するためには、活動への参加を希望する高齢者を広く受け入れていただくことが必要です。

Q3 活動団体の応募要件として、「活動の参加者を広く受け入れること」とあります。活動場所の広さなどの関係で、受け入れることができる人数に限りがある場合は、活動団体として登録できないのですか？

A3 参加者を広く受け入れるという方針の下で活動を行い、活動場所の広さや定員の関係などで、参加を希望する高齢者をお断りせざるを得ないということであれば、活動団体として登録していただくことは可能です。

なお、定員に余裕が生じた場合は、新たな参加者の受け入れをお願いします。

Q4 老人クラブの規約上、他の地域の高齢者を受け入れるようになっていません。この場合でも活動団体として登録できますか？

A4 自分たちの地域以外の人を含めて広く受け入れていただくことが理想です。しかしながら、老人クラブや町内会は、基本的に、その地域の方々に構成されるものであり、他

の地域の高齢者を受け入れることは必須ではないと考えています。

したがって、その地域の高齢者を広く受け入れていただけるということであれば、活動団体として登録していただくことは可能です。

Q5 サロン活動（1ポイント対象：自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動）は月1回以上のペースでやっていませんが、ボランティア活動（2ポイント又は4ポイント対象）と合わせると、月1回以上のペースになります。活動団体として登録できますか？

A5 ボランティア活動をされていることから、活動団体の登録はできます（ボランティア活動は「月1回以上実施する」という最低実施要件はありません。）。

次に、ポイント付与できるかどうかは以下のとおりです。

(1) 地域の支え手となる活動（ボランティア活動）（2ポイント又は4ポイント付与）

→ 活動の度にスタンプ押印は可能

(2) 健康づくり・介護予防に取り組む活動（サロン活動など）

① 参加者への1ポイント付与

→ 月1回以上開催する活動であればスタンプ押印は可能

② 開催のお世話をする人への2ポイント又は4ポイント付与

→ 活動の度にスタンプ押印は可能（＝(1)を適用）

①（参加者への1ポイント付与）に関しては、活動頻度をボランティア活動と合算することはできませんが、サロン活動の他にも健康づくり・介護予防に取り組む活動を実施し、それらを合わせて月1回以上の活動が見込まれる場合は、サロン活動を含むそれらの健康づくり・介護予防に取り組む活動について、ポイント付与することが可能です。

また、これを機会に、サロン活動の開催回数の増加についてご検討ください。

Q6 町内会の中に、老人クラブや女性会など複数の団体があります。この場合、どのように団体登録すればよいですか？

A6 町内会として、各団体の実績確認及びスタンプ押印ができるのであれば、各団体の代表者をスタンプ管理責任者とするなどして、町内会として登録してください。

一方、各団体が独立して活動しており、町内会として実績確認やスタンプ押印ができない場合には、団体ごとに登録していただくことも可能です。

Q7 老人クラブの中に複数のサークルがあります。この場合、サークル単位で団体登録できますか？

A7 原則、単位老人クラブを団体登録の最小単位と考えています。したがって、老人クラブの中に複数のサークルがある場合でも、各サークルの代表者をスタンプ管理責任者とするなどしてスタンプ管理・押印が適正に行われるような体制を検討していただき、老人クラブ1団体として団体登録をお願いします。

なお、1つのスタンプでの押印が困難な事情がある場合はご相談ください（11ページQ2参照）。

Q8 協同労働実施団体は、活動団体として登録できますか？

A8 協同労働はボランティア活動ではないため、ポイント付与の対象外です。協同労働のみを活動内容とする団体は、活動団体として登録できません。

Q9 いつでも活動団体の登録を取り消すことはできますか？

A9 団体としての活動の継続が難しくなった等の場合には、広島市に「活動団体登録抹消届出書」を提出していただくことにより、登録を取り消すことができます。

Q10 広島市外の団体でも登録できますか？

A10 所在地の要件はありませんので、広島市外の団体でも登録することができます。

● **活動団体登録届出書に関すること**

Q1 提出方法を教えてください。

A1 必要事項を記入し、広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課（広島市中区国泰寺町一丁目6番34号）へお持ちいただくか、郵送またはEメール、FAXで提出してください。また、各区福祉課へお持ちいただき提出されても差し支えございません。

Q2 代表者やスタンプ管理責任者は、65歳以上である必要がありますか？

A2 代表者やスタンプ管理責任者の年齢要件はありません。

Q3 代表者がスタンプ管理責任者になってもよいですか？

A3 可能です。

Q4 一人で複数の団体の代表者を務めています。同じ代表者名で、複数の団体登録ができますか？

A4 可能です。

Q5 清掃活動を月1回、ふれあい・いきいきサロンを2か月に1回開催しています。この場合「地域の支え手になるボランティア活動」のA、「健康づくり・介護予防活動」のAにそれぞれ丸を付ければよいですか？

なお、ふれあい・いきいきサロンの他には、自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動は行っていません。

A5 まず、ポイント付与できるかどうかの考え方は、3ページQ5のとおりです。お問合せに関しては、清掃活動は、地域の支え手となる活動（ボランティア活動）であるため、2ポイントの付与はできますが、サロンに参加することは、「自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動」であるため、参加者に対し、1ポイント付与はできません（2か月に1回の開催のため。）。

このため、「地域の支え手になるボランティア活動」のAにのみ丸を付けてください。

ただし、ふれあい・いきいきサロンの世話人としての活動（9ページQ15参照）は地域の支え手となる活動（ボランティア活動）であるため、Hに丸を付けていただければ、参加者には1ポイントを付与できませんが、世話人には2ポイントを付与していただけます。

● **ポイント付与の対象になる活動に関すること**

Q1 健康づくり・介護予防に取り組む活動（1ポイントの対象活動）はどのようなものがありますか？

A1 例えば、次の活動が1ポイントの対象活動となります。

活動類型	活動例
ア 交流サロン等への参加	サロンの他に、認知症カフェなど交流を目的とした集まりを含む。
イ グラウンドゴルフ等のスポーツ活動	スポーツ全般
ウ 体操・ウォーキング等	軽いハイキングや登山、介護予防教室などを含む。
エ 生涯学習講座等	座学全般（団体運営のための会議や研修への参加は除く。）
オ フィットネス・カルチャースクール	民間の有料施設を利用した活動を含む。
カ 囲碁・将棋・カラオケ・手芸等（文化活動）	文化活動全般
キ 町内会等の行事への参加	祭り・運動会・避難訓練等への参加。老人会や女性会等の町内会以外の行事を含む。
ク その他健康づくり・介護予防活動	ア～キまでの分類に当てはまらない健康づくり・介護予防活動 （例）園芸 など

なお、上記の例示以外にも、健康づくりや介護予防になる様々な活動を対象にして、ポイントの付与が可能ですので、ポイント対象の可否について疑義がある場合は、広島市高齢者いきいき活動ポイント事業等コールセンター（Tel082-512-0290）にお問い合わせください。

Q2 健康づくり・介護予防に取り組む活動であっても、ポイント付与（1ポイント）の対象にならない活動を教えてください。

A2 高齢者が行う政治・宗教・営利目的の活動や反社会的な活動は、ポイント付与の対象になりません（なお、フィットネスクラブなどの営利企業がスタンプを押印する活動団体となる場合でも、そこで高齢者が運動等を行うこと自体は営利目的の活動ではないため、高齢者の活動はポイント付与の対象になります。）。

また、個人での活動（活動団体として実施しないもの）も、第三者による実績確認ができないため、ポイント付与の対象になりません。具体的には、個人でウォーキングや体操をする場合などが挙げられます。

Q3 自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動（1ポイント対象）は、運動系の活動だけでなく文化系の活動も対象になりますか？

A3 グラウンドゴルフやラジオ体操などの体を動かす活動だけでなく、囲碁や将棋、手芸など、健康づくりや介護予防に役立つ文化系の活動も、ポイント付与の対象となります。

Q4 地域の支え手になる活動のうち一般的なボランティア活動（2ポイントの対象活動）はどのようなものがありますか？

A4 例えば、次の活動が2ポイントの対象となるボランティア活動となります。

活動類型	活動例
A 清掃活動	公園、河川、山など清掃する場所は問わない。リサイクルのための空き缶収集を含む。環境保全活動や花壇の水やりボランティアはHで整理する。
B 見守り活動	児童の登下校における見守りを想定しており、高齢者の見守りはGで整理する。
C 防災・防犯活動	避難訓練の運営や防犯パトロールなど。災害発生時の支援はHで整理する。
D 町内会等の行事の世話	祭りや運動会等の準備など。老人会や女性会等の町内会以外の行事を含む。
E 子育て支援活動	オープンスペース以外での子育て支援活動
F 介護施設等での支援活動	介護施設や障害者支援施設等を訪問し、歌や踊り等を披露する活動
G 高齢者・障害者への支援活動	老人クラブが行う友愛活動、見守りなど
H その他ボランティア活動	A～Gまでの分類に当てはまらないボランティア活動

	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい・いきいきサロン（介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に含まれないもの）の世話人としての活動 ・観光・平和ガイドの活動 ・児童への読み聞かせボランティア活動 ・講師や指導者としての活動 ・災害発生時の避難所開設などの支援活動 ・環境保全活動や花壇の水やりボランティア活動など
--	--

また、上記の例示以外にも、地域の実情に応じた様々なボランティア活動を対象にして、ポイントの付与が可能ですので、ポイント対象の可否について疑義がある場合は、広島市高齢者いきいき活動ポイント事業等コールセンター（Tel082-512-0290）にお問い合わせください。

<p>Q5 ボランティア活動であっても、ポイント付与（2ポイント）の対象にならない活動を教えてください。</p>	
<p>A5 <u>高齢者が行う政治・宗教・営利目的の活動や反社会的な活動は、ポイント付与の対象になりません。</u></p> <p>また、<u>有償ボランティアであって謝金等の額が実費程度を超える活動や、雇用契約や請負契約などに基づいて行う活動は、ポイント付与の対象になりません。</u></p> <p>さらに、<u>個人でのボランティア（活動団体として実施するものではなく、個人で自宅の前の清掃や児童の登下校の見守りを行う場合など）も、第三者による実績確認ができないため、ポイント付与の対象になりません。</u></p>	

<p>Q6 地域の支え手になる活動のうち特定のボランティア活動（4ポイントの対象活動）はどのようなものがありますか？</p>	
<p>A6 4ポイントの対象となるボランティア活動は、次のものに限ります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① オープンスペース（乳幼児とその保護者が気軽に集い、遊べる場所（広島市が認めるもの））での子育て支援の活動 ② 介護施設等、保育園、障害者支援施設、児童福祉施設、医療機関での清掃、配膳、洗濯、駐車の誘導など ③ 高齢者及び障害者に対する外出時の付き添い介助、点訳・音訳、手話・要約筆記 ④ 市の補助を受けて実施する「総合事業」に含まれる住民主体型生活支援訪問サービスの提供活動 ⑤ コーディネーターとして①～④の活動の調整等を行う活動 ⑥ 総合事業に含まれる地域高齢者交流サロン（補助を受けて実施するもの※¹）及び 	

地域介護予防拠点※²の世話人や認知症カフェのスタッフとしての活動

※1 補助を受けなくなった場合でも、サロンとしての活動が続く限り4ポイントです。

※2 地域介護予防拠点については、補助金の交付が必須ではありません。

Q7 特定のボランティア活動（4ポイントの対象活動）のうち、高齢者及び障害者に対する外出時の付き添い介助とはどのような活動のことですか？

A7 例えば、ボランティアとして行う日常的な買い物や通院の付き添い介助、サロンなどへの送迎、災害発生時の避難所への移動支援等が対象活動として考えられます。

Q8 ポイントの付与に当たり、活動時間は最低何時間以上という決まりはありますか？

A8 活動時間数に決まりはありません。短い活動時間であっても、各団体において、高齢者がポイント付与の対象となる活動を行った実績を確認したのであれば、ポイントを付与することができます。

ただし、ポイント目的で意図的に活動の最初だけ、あるいは終了間際に参加したと考えられるような場合には、ポイントを付与していただく必要はありません。

Q9 交通費や謝金などを支給しているボランティア活動も、ポイント付与の対象になりますか？

A9 交通費や昼食代など実費程度の謝金を受け取る場合に限り、有償ボランティアも、ポイント付与の対象になります。

なお、雇用契約や請負契約などに基づいて行う活動は対象になりません。

Q10 OO活動は、ポイント付与の対象になるようですが、そのための準備や打合せなどもポイント付与の対象になりますか？

A10 原則として、準備や打合せはポイント付与の対象になりません。ただし、活動のための会場設営など実際に作業を伴うもので、本番同様準備にも多くの労力を要し、かつ、その準備なしでは本番が迎えられないような場合には、実績確認ができることを条件に、例外的にポイント付与の対象となります。

Q11 町内会の行事は、基本的に、ポイント付与の対象になると考えてよいですか？

A11 とんどや盆踊り等の祭り、運動会、バザーなど不特定多数の者が参加し、自由に出入りできるような活動については、実績確認が困難なケースが多いと思いますが、適切に実績確認ができるのであれば、ポイント付与の対象となります。

なお、これらの活動は年に1度しかないということが多く、月に1回以上の実施という健康づくり・介護予防活動としてポイントを付与するための要件に該当しませんが、他の行事（運動会やもちつき大会など）と併せて何らかの行事が月に1回以上行われているということであれば、ポイント付与の対象となります。

Q12 町内会の役員になれば、ポイントがもらえますか？

A12 活動団体として登録していただいた町内会であっても、その役員に就任したという理由ではポイントは付与されません。ポイントの付与には、実際に、対象となる活動をしていただく必要があります。

Q13 町内会の役員会議に出席すれば、ポイントがもらえますか？

A13 町内会に限らず、団体で行われる定例的な打合せや会合などへの出席は、直接的な支援活動ではなく、団体を運営する上で必要な活動であるため、ポイント付与の対象とはなりません。

Q14 4ポイントの対象になるサロンと2ポイントの対象となるサロンの違いがわかりません。総合事業とは何ですか？

A14 総合事業とは、介護保険制度の中で行う高齢者のための介護予防や生活支援のための事業で、介護を必要としない高齢者をできるだけ増やすとともに、元気な高齢者には地域の支え手となって活躍していただき、自立した生活が難しくなった高齢者を地域全体で支える仕組みを作ることを目的としています。

また、総合事業では、これまでの介護事業者によるサービス提供に加えて、新たに住民等多様な主体による多様なサービスを高齢者に提供します。広島市で具体的に行っているのは、①要支援認定等を受けておられる高齢者に対して家事援助や庭の草むしりなどの「住民主体型生活支援訪問サービス」をボランティアで行う地域団体等に対する運営費等の補助や、②65歳以上の高齢者の誰もが参加できる介護予防のための通いの場（サロン等）を主催する地域団体等への運営費の補助などです。

広島市では、上記①、②の活動を行う団体と、そこで活動するボランティアの両方を併せて支援することにより、地域全体で高齢者全体を支える仕組みの強化を図ることとしています。このため、総合事業で市から運営費の補助をしている地域高齢者交流サロンの世話人としての活動には4ポイントを付与することとしています。

なお、総合事業の詳細については、以下のリンクをご覧ください。

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kaigo/list1406.html>

Q15 サロンの世話人とはどんな人のことですか？スタンプを管理し、押印する人は世話人ですか？

A15 世話人とは、サロンで机を並べたり、食事の準備やゲームの段取りを行うなど、サロン活動を行うための準備や参加者のお世話をする人のことです。スタンプを押印するだけでは、世話人に該当しません（=スタンプを押印するだけで2ポイントがもらえるということではありません。）。

Q16 サロンなどの通いの場において、世話人が参加者でもある場合、世話人と参加者の両方のポイントがもらえますか？

また、世話人（2ポイント又は4ポイント）と参加者（1ポイント）をどのように区分すればよいですか？

A16 世話人が参加者である場合であっても、ポイントの付与は世話人としての活動のみ（2ポイント又は4ポイント）になります。

また、当日の役割が明確に分けられる場合は世話人に2ポイント（総合事業における地域高齢者交流サロンの世話人は4ポイント）を付与することができますが、みんなが一緒になって準備を行うような世話人・参加者の役割が分けられない場合には、全員が1ポイント（自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動）となります。

Q17 大規模なサロンを運営しているため、複数の世話人がいます。世話人として2ポイント又は4ポイントが付与される人は1人でなければいけませんか？

また、世話人は、日によって替わっても問題ありませんか？

A17 世話人と参加者を明確に区別できるのであれば、世話人として2ポイント又は4ポイントが付与される人は複数人でも構いません。

また、世話人は日によって替わっても問題ありません。

Q18 近所で数人が集まって自宅でお茶会をする程度でも、ポイントがもらえますか？

A18 健康づくり・介護予防活動を行うサロンとして対象とするのであれば、活動場所・連絡先の公表や、参加を希望する高齢者を広く受け入れること等を条件にポイント付与の対象となります（合理的な理由なく一部の人のみに対象が限定される活動は、ポイント付与の対象とはなりません。）。

Q19 行事の打ち上げなどで集まって飲食をする場合は、ポイント付与の対象となりますか？

A19 主たる目的が飲食の場合は、ポイント付与の対象とはなりません。

Q20 介護予防のための機能訓練を実施するデイサービス等は、ポイント付与の対象になりますか？

A20 介護保険のサービスとして利用しているため、ポイント付与の対象になりません。

Q21 スタンプ管理責任者または副責任者になればポイントがもらえますか？

A21 スタンプ管理責任者または副責任者を務めていただいていることのみでのポイント付与はできません。ポイントの付与には、実際に対象となる活動をしていただく必要があります。

Q22 広島市から受けている公共施設の指定管理業務も、ポイント付与の対象になりますか？
A22 施設の維持管理や各種事業にボランティアとして従事する高齢者には、活動団体として実績確認を行うことができれば、ポイントを付与することができます。

Q23 広島市から報奨金の交付を受けて行う公園清掃も、ポイント付与の対象になりますか？
A23 広島市から街区公園清掃等報奨金※の交付を受けて行う公園清掃も、ポイント付与の対象になります。ただし、ポイントの付与に当たっては、活動団体としての実績確認が必要です。 ※ 街区公園の清掃等活動を自発的に行う団体に対して交付される報奨金

Q24 活動団体として、「A 清掃活動」を登録しています。団体の活動として、災害による土砂の撤去や被災ごみの片付けなどを行う場合、参加者に2ポイントを付与してよいですか？
A24 災害による土砂の撤去や被災ごみの片付けは「H その他ボランティア活動」に該当するため、Hの活動内容を登録していればポイント付与は可能です（Hの活動内容の登録がなければポイント付与はできません。）。

Q25 マンションの管理規約上、共用部分（敷地内）についてはマンションの住民で清掃することと定められています。この場合、マンション住民がマンションの共用部分（敷地内）を清掃することは、ボランティア活動として2ポイント付与の対象になりますか？
A25 マンションの管理規約上、住民が共用部分（敷地内）を清掃することと定められている場合は、当該清掃は住民として当然行うべき行動であり、ボランティアではないため、2ポイント付与の対象とはなりません。

● スタンプの管理・押印に関すること

Q1 スタンプはいつ交付されますか？
A1 「高齢者いきいき活動ポイント事業活動団体登録届出書」を <u>広島市が受理した月の翌月末に郵送</u> します。

Q2 スタンプは一つしか交付してもらえないのですか？
A2 制度を円滑に進めていくためには、スタンプの適正な管理が必要です。様々な場所で活動される団体にとっては、スタンプが複数あれば便利だと思いますが、一方で、紛失の可能性が高くなるなど、適正な管理が難しくなるという面もあります。このことから、スタンプの交付は、原則として1団体につき1個としています。

他方、以下のうち3つ以上該当する場合はスタンプを追加交付しますので、適宜ご相談ください。

- (1) 参加者数が1回当たり50名以上である。
- (2) 活動頻度が月1回以上である。
- (3) 活動場所が複数又は広範囲に渡っている。
- (4) 複数の活動が同時に開催されることがある。
- (5) スタンプ管理責任者間でのスタンプの引継ぎが難しい。
- (6) 活動場所や活動日によって団体を細分化して新たに団体登録することが難しい。
- (7) その他活動を円滑に進めるために、複数個所持しなければならない事情がある。

Q3 臨機応変に活動団体のメンバーが押印できるように、スタンプを誰でも簡単に持ち出せる場所で管理してもよいですか？

A3 スタンプを押すことができるのは、スタンプ管理（副）責任者だけです。スタンプ押印は、高齢者への奨励金支給に重要な役割を担うものですので、スタンプを紛失しないよう、また、適正な押印が行われるように適切に管理してください。

Q4 団体としての活動であっても、一人で活動する場合もあり、実績確認が難しい場合もあると思います。活動実績は、どの程度確認すればよいですか？

A4 高齢者が活動している姿を実際に確認し、当日スタンプを押印していただくことが基本となります。しかしながら、例えば、町内会として実施する児童の登下校の見守り活動を各人が離れた場所で実施するため、実績確認が難しいというケースも想定されます。こうした場合は、あらかじめ、見守りの当番表を作成しておき、後日、活動団体の会合や個別に活動内容の報告を求めることなどをもって、実績確認とすることもできます。

Q5 活動実績を確認できなかった場合でも、高齢者から強く求められたらスタンプを押してしまいそうです。どうすればよいですか？

A5 高齢者の活動実績が確認できない場合には、いくら強く求められてもスタンプを押さないでください。断っても、高齢者からスタンプを押すよう求められ続けた場合は、広島市高齢者いきいき活動ポイント事業等コールセンター（Tel082-512-0290）にご連絡ください。

Q6 ポイント手帳を忘れた高齢者には、後日、スタンプを押してもよいですか？

A6 活動実績が確認できれば、後日でもスタンプを押すことができます。高齢者がポイント手帳を持参し忘れた場合には、例えば、活動団体が活動日誌やその高齢者の活動実績をメモとして残しておき、後日、それを基にスタンプを押すという方法が考えられます。

Q7 後日スタンプを押す場合、記入する日付はどうすればよいですか？

A7 押印した日ではなく、実際に活動された日付を記入してください。

Q8 スタンプを押す色に決まりはありますか？

A8 決まりはありません。

また、朱肉、スタンプ台のいずれを使用していただいても結構です。

Q9 間違ってスタンプを押した時はどうすればよいですか？

A9 間違って押したスタンプの上に×印を記入し、正しい欄にスタンプを押し直し、日付を記入してください。



Q10 一人の高齢者が、一日に押してもらえるスタンプの数に上限はありますか？

A10 スタンプの押印は、次の①～③の活動の区分ごとに、1日につき1回まで（＝同じ日に①、②、③をそれぞれ1回ずつ押印することは可能）です。

- ① 自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動（1ポイント対象）
- ② 地域の支え手になる活動（2ポイント対象）
- ③ 地域の支え手になる活動（4ポイント対象）

ポイント手帳では、①～③のスタンプを押す欄は、それぞれ別のページに分かれています。スタンプを押す際には、そのページに、同じ日付でスタンプが押されていないか（同日、その活動が既に行われているか）、確認するようにしてください。

なお、健康診査やがん検診の受診等（2ポイント対象）については、1日の回数の上限はありません。

Q11 複数の活動団体が共催する活動に高齢者が参加した場合、どの活動団体がスタンプを押せばよいですか？

A11 高齢者の活動実績を確認できる活動団体であれば、どの団体がスタンプを押していただいても結構です。ただし、複数の団体が重複してスタンプを押さないよう、その日の日付で既にスタンプが押されていないか、ポイント手帳の該当する活動のスタンプ押印ページをよく確認してください。

Q12 町内会や老人クラブなどの活動に、自分たちの地域外からも参加者がいます。この場合、他の地域からの参加者にもスタンプを押してよいですか？

A12 活動実績の確認ができれば、スタンプを押していただくことができます。

Q13 高齢者地域支え合い事業の見守り協力員に対する実績確認は、どのようにすればよいですか？

A13 見守りの都度、実績確認することは困難だと思います。例えば、ネットワーク組織が活動団体として登録し、定例会での見守り活動記録の報告をもって後日スタンプを押していただくなど、地域の実情に応じて工夫していただきたいと思います。

Q14 活動団体が、ポイントを集計する必要はありますか？

A14 活動団体は、ポイントを集計する必要はありません。活動団体は、高齢者の参加の都度、①日付を記入して、②スタンプを押していただくだけで結構です。ポイントの集計は、高齢者から広島市にポイント手帳が返送された後、広島市が実施します。

Q15 活動団体登録届出書を提出してからスタンプが交付されるまでの間に、ポイント付与の対象となる活動の実績確認を行った場合、その活動にポイント付与はできますか？

A15 「高齢者いきいき活動ポイント事業活動団体登録届出書」を広島市が受け付けてから、スタンプが届くまでの間の活動であれば、遡ってポイントを付与できます。

Q16 災害ボランティアなど、緊急時の場合、活動団体登録（登録内容変更）の手続を経る前の活動に対して、遡ってスタンプ押印ができませんか？

A16 ポイント事業は、活動実績に応じて奨励金（公金）を支給するものであり、その前提となるスタンプの適正な管理のために、スタンプを管理していただく活動団体や活動内容について事前登録をしていただくことを必須としています。このため、活動団体登録（登録内容変更）の手続を経る前の活動に対して、遡ってスタンプ押印はできません。

なお、スタンプ押印は上記手続による届出を本市が受け付けた日から可能としています（スタンプが届けられる前の活動については、団体において活動実績を確認できる範囲において遡ることが可能です。）ので、本件のような場合は、速やかに届出を行っていただくことをご検討ください。

Q17 スタンプを失くした場合、再交付してもらえますか？

A17 再交付の届出を行っていただきますが、本市において、紛失された状況等を確認させていただいた上で再交付の決定を行いますので、まずは高齢福祉課までご連絡ください。

なお、適正な管理が行われず、スタンプを紛失された場合には、活動団体としての登録を取り消す場合があります。

Q18 市として、スタンプ押印の不正防止策をどのように考えているのですか？

A18 不正防止を図るため、スタンプ押印を担っていただく団体やグループには、スタンプ押印の趣旨を理解し、適切な使用等に努めることに同意して本市に登録していただくとともに、団体名や活動内容は本市ホームページ等で公表させていただきます。

また、スタンプには、通し番号を付け、どの団体に交付したスタンプであるかを市の台帳上で管理の上、ポイント付与に係る不正の有無等を調査する必要が生じた場合には、活動団体の代表者に電話により、または、活動場所に職員を派遣して事情聴取させていただきます。

さらに、ポイント付与の基本ルールを故意に遵守しない場合等は、活動団体としての本市への登録を取り消すこととなります。

Q19 参加者Aさんから、「あなたのスタンプの押し方が悪いので、不明瞭な押印となっている。スタンプを押し直してほしい。」と言われたのですが、どのように対応したらよいですか？

A19 本市から活動団体の代表者の方に送付させていただいた「広島市高齢者いきいき活動ポイント事業の運用について」の別紙裏面「御注意ください！～有効なスタンプ押印について～」でもお知らせしていますが、スタンプ番号が特定できない不明瞭な押印については、「スタンプを押印した場合」とは取り扱うことができず、有効なポイントとして奨励金を支給することができません。

このため、参加者Aさんのポイント手帳をご確認いただき、スタンプ番号が特定できない不明瞭な押印となっている場合には、訂正をお願いします。

なお、スタンプ番号が特定できない不明瞭な押印の訂正は、ご自分の団体の活動参加により押印されたと確認できるもののみ行ってください（ご自分の団体の活動参加によるものか不明な場合は、不明瞭な押印であっても訂正しないでください。）。

Q20 動画や写真による実績確認は、具体的にどのような流れで実施すればよいでしょうか？

A20 例えば、町内会等の活動団体が主催する百歳体操に自宅で参加した場合に、以下のようなやり取りを通して実績確認を行うことが考えられます。

- ① 高齢者本人又はその家族などが、「高齢者本人が在宅で百歳体操を行っている姿」の動画や写真を撮影し、そのデータを活動団体のスタンプ管理責任者にメールで送信する。

② 活動団体のスタンプ管理責任者は、高齢者本人等から送信されたデータをパソコン等で閲覧し、「高齢者本人が団体活動の開催日にその活動団体が主催する活動を行ったこと」の確認を行う。

なお、動画や写真による実績確認に当たり、確認していただく動画の撮影時間や写真の枚数などの条件はありませんが、各活動団体において、高齢者本人等からデータを送信してもらう際に、メール本文に活動の日付・開始時間・終了時間等の記載を求めるなどの方法により、適切に活動実績を確認した上で、ポイントを付与していただくようお願いします。

Q21 事後の確認やスタンプ押印を前提とする動画や写真による実績確認が増えると、スタンプ管理責任者の負担が増加することにつながるとは思いますが、活動団体の判断で動画や写真による実績確認を採用しないとする事は可能でしょうか？

A21 動画や写真による実績確認を採用するかはあくまで任意のものであり、各活動団体の実情に応じて、動画や写真による実績確認を採用しないと判断していただくことは可能です。

Q22 参加者Aさんから、動画や写真をメールで送付され、スタンプ押印をするよう求められました。当団体では動画や写真による実績確認を採用していないのですが、スタンプ押印をしなければならないのでしょうか？

A22 各活動団体の判断により、動画や写真による実績確認を採用していない場合、参加者から動画や写真をメールで送付されたとしてもスタンプを押印する必要はありません。

Q23 健康づくり・介護予防活動（1ポイント）だけでなく、ボランティア活動（2ポイント又は4ポイント）でも動画や写真による実績確認を行ってよいのでしょうか？

A23 ボランティア活動であっても、動画や写真による実績確認を行うことができます。
例えば、サロン会員の高齢者が町内会や学校に寄贈するマスクを各自の自宅で作成する活動について、高齢者がマスク作成に従事した日ごとに作成状況を写真に撮影し、スタンプ管理責任者がその撮影された写真の画像とメール本文に記載された日付・活動時間等を基に、マスク作成を行った日の活動実績を確認することが考えられます。

【ポイント手帳をご利用の高齢者の方へ】

● ポイント手帳に関すること

Q1 ポイント手帳は65歳以上の高齢者全員に送付されるのですか？ また、いつ頃送付されますか？

A1 ポイント手帳は、9月1日現在で広島市に住所を有する65歳以上の高齢者を対象※に、8月末頃、広島市から郵送します。

※ 以下の方は希望制になります。ポイント手帳の送付を希望される方は、広島市高齢者いきいき活動ポイント事業等コールセンター（Tel082-512-0290）へご連絡ください。

- ・ 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方
- ・ 要介護1～5の認定を受けている方
- ・ ポイント手帳不交付申出をされている方
- ・ 一定期間（5年程度）連続してポイント手帳を提出されたことがない方

Q2 障害者公共交通機関利用助成を受けている場合でもポイント事業に参加できますか？

A2 障害者公共交通機関利用助成を受けている場合でも、ポイント事業に参加できます。
なお、重度障害者福祉タクシー利用助成については、ポイント事業との選択制となるため、どちらか一方しか受けられません。

Q3 9月1日現在で65歳以上の高齢者にポイント手帳が送付されるとのことですが、10月に65歳になる高齢者には、その時点で手帳が送付されてくるのですか？

A3 ポイント手帳の交付対象基準日は9月1日のため、10月に65歳になる高齢者については、その年（9月から翌年8月まで）は対象者ではないことから、手帳は送付されません。手帳の送付は、翌年8月からになります。

Q4 ポイント手帳の有効期間はありますか？

A4 ポイント手帳の使用期間は、9月1日から翌年8月31日までの1年間です。ポイント手帳は、毎年8月末頃、新しいものを郵送する予定です。

Q5 貯めたポイント数を、次の期間に繰り越すことはできますか？

A5 ポイント数の繰り越しはできません。貯めたポイントがある場合は、提出期限までに忘れずに、ポイント手帳を広島市へ返送してください。

【参考】ポイント手帳の提出期限

オレンジ色（使用期間：令和4年9月1日～令和5年8月31日）

⇒ 令和6年3月29日（金）必着

青緑色（使用期間：令和5年9月1日～令和6年8月31日）

⇒ 令和7年3月31日（月）必着

Q6 広島市外に転出した場合、ポイント手帳はどうすればよいですか？

A6 9月2日以降に市外へ転出された場合は、ポイント手帳の使用期間内で、ご使用いただけます。ポイント付与期間の初日（9月1日）までに市外に転出された場合は、ご使用いただけず、当該ポイント手帳を提出されても奨励金はお支払いできません。

Q7 広島市に返送したポイント手帳について、「有効なスタンプ」の事例に照らして確認したいので、返却してもらえますか？

A7 ポイント手帳は、ポイント数の集計を効率的に行うため、各ページを切り離して、機械処理を行うこととしており、返却することができません。獲得ポイント数については、ポイント手帳を提出されてから、広島市が順次送付する「獲得ポイントのお知らせ」によりご確認いただくようお願いします。

Q8 「獲得ポイントのお知らせ」が届く前に、自分の獲得ポイント数を知る方法はありませんか？

A8 獲得ポイントについては、ポイント手帳を広島市に提出された方に対して、「獲得ポイントのお知らせ」をご自宅に送付する方法によりお知らせしています。

ポイント手帳を提出されてから「獲得ポイントのお知らせ」が届くまでは、原則1～2ヶ月程度かかります。この間は、本市において獲得ポイントの集計作業等を行っているため、電話や窓口で獲得ポイントをお知らせすることができません。

「獲得ポイントのお知らせ」が届くまで、しばらくお待ちください。

Q9 ポイント手帳の追加交付の手続はどのように行えばよいですか？

A9 獲得ポイントの合計が100ポイント未満であれば、ポイント手帳の追加交付を受けることができます（ただし、ポイント手帳の提出期限の1ヶ月前（2月末）までに広島市高齢福祉課又は各区福祉課で手続をしていただく必要があります。）。手続を希望される場合、「獲得ポイントのお知らせ」が届いた後、「ポイント手帳追加交付願」を提出してください。「ポイント手帳追加交付願」の提出後、2週間～1か月程度で追加交付分のポイント手帳を送付します。

Q10 追加交付の手続は代理の者が窓口で行えますか？

A10 高齢福祉課又は各区福祉課の窓口にお越しいただければ、代理人の方でも追加交付の手続は可能ですが、ご本人様に送付した「獲得ポイントのお知らせ」の提示が必要になりますので、「ポイント手帳追加交付願」と併せて「獲得ポイントのお知らせ」もご持参ください。

<p>Q11 獲得したポイントが上限まで達しているか不安なので、「獲得ポイントのお知らせ」が届く前にポイント手帳の追加交付をお願いしたいのですが、可能ですか？</p>
<p>A11 ポイント手帳追加交付の制度は、ポイント数の上限に達しなかった場合の対応として設けたものであり、ポイント手帳の追加交付申請の対象者は、100ポイント未満の獲得ポイントの表示がある「獲得ポイントのお知らせ」をお持ちの方に限らせていただいています。</p> <p>このため、「<u>獲得ポイントのお知らせ</u>」が届く前にポイント手帳の追加交付申請を行うことはできません。</p>

<p>Q12 既に一度ポイント手帳の追加交付申請を行っていますが、再度追加交付申請を行うことはできますか？</p>
<p>A12 ポイント手帳追加交付の制度は、ポイント数の上限に達しなかった場合の対応として設けたものであり、既に一度ポイント手帳の追加交付申請を行われた方については、<u>2回目のポイント手帳の追加交付申請ができません</u>。</p> <p>なお、追加交付分のポイント手帳を紛失等された場合には、「ポイント手帳再交付願」によりポイント手帳の再交付を受けていただくことができます。</p>

<p>Q13 ポイント手帳の〇〇のページがスタンプでいっぱいになった場合、新しいポイント手帳を交付してもらえますか？</p>
<p>A13 一つの活動の区分のページ（健康診査・がん検診等のページを除く。）のスタンプがいっぱいになった時点で、1年間で貯めていただくことができるポイント数の上限に達していますが、新しいポイント手帳（記録用のポイント手帳）を交付することは可能です。</p>

<p>Q14 記録用のポイント手帳はどのような手続でもらえるのですか？</p>
<p>A14 記録用のポイント手帳（無記名）をご希望の方は、高齢福祉課又は各区福祉課の窓口で交付します。その際、特別な手続は必要ありません。</p> <p>なお、記録用のポイント手帳を広島市に提出されても、奨励金は支給できません。</p>

<p>Q15 「獲得ポイントのお知らせ」に100ポイント以上を獲得したことが示されていたのですが、「ポイント手帳追加交付願」を広島市へ提出してしまいました。どうすればよいですか？</p>
<p>A15 ポイント手帳の追加交付は獲得ポイントが100ポイント未満の方に限られるため、100ポイント以上獲得された方に対して追加交付分の手帳を送付することはできません。</p> <p>そのため、ポイント手帳の追加交付はできませんが、記録用のポイント手帳をご希望の方は、高齢福祉課又は各区福祉課の窓口で交付します。</p>

● ポイント付与の対象になる活動に関すること

⇒ Q1～25は、【活動団体の方へ】のページ（P5～P11）に掲載しています。

Q26 どこに行けば、ポイントがもらえますか？

A26 ポイント付与の対象となる活動を実施している団体の名称、主な活動場所、活動内容等については、ポイント事業のホームページをご覧ください。

【ポイント事業ホームページ】

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/ikiiki/>



Q27 なぜ、個人の活動はポイント付与の対象にならないのですか？例えば、個人のウォーキングも健康づくり、介護予防のための活動だと思えます。

A27 この事業では、高齢者の社会参加を的確かつ効果的に促進するために、第三者が高齢者の活動実績を確認できる場合にポイントを付与することとしています。

個人での活動を否定するものではありませんが、第三者による実績確認ができない個人のウォーキングなどは、ポイント付与の対象となりません。新たにグループを作るか、既にあるグループに参加することをご検討ください。

Q28 広島市外で活動しても、ポイントがもらえますか？

A28 活動団体の登録に住所要件はありませんので、その団体が活動団体として広島市に登録している場合には、ポイント付与の対象となります。また、市内の団体が市外で活動した場合もポイント付与の対象となります。

Q29 民生委員の活動は、ポイント付与の対象になりますか？

A29 民生委員・児童委員の職務としての活動（会議・研修等、相談・支援、見守り活動等）は対象となりません。

一方で、個人としてふれあい・いきいきサロンなどの活動に参加される場合は、ポイント付与の対象となります。

なお、民生委員・児童委員を補助する「民生委員協力員」の活動についても同様です。

Q30 公民館では、どのような活動でポイントがもらえますか？

A30 公民館では次の活動がポイント付与の対象となります。

- ・ 公民館から依頼した「地域のオープンスペースでの支援活動（子育て支援ボランティア活動）」の運営ボランティア活動で、公民館職員による活動実績の確認ができる活動（4ポイント）
- ・ ICTボランティア、図書ボランティア、読み聞かせボランティア、緑化ボランティア等のうち、公民館から依頼した活動で、公民館職員による活動実績の確認ができる活動（2ポイント）

- ・ 公民館主催の事業のうち、公民館職員による参加の確認及びポイント手帳への押印が可能な事業で、高齢者を対象とする事業への参加（1ポイント）
なお、公民館で活動するグループ・団体がスタンプを押印するためには、ポイント事業の活動団体として登録する必要があります。

Q31 市立図書館では、どのような活動でポイントがもらえますか？

A31 市立図書館では次の活動がポイント付与の対象となります。

- ・ 図書館のボランティア登録者が視覚障害者に対して行う対面朗読（4ポイント）
- ・ 館内ボランティア、自動車図書館ボランティア、行事ボランティア、専門ボランティア（2ポイント）
- ・ 図書館主催事業のうち、図書館職員による参加の確認及びポイント手帳への押印が可能な事業で、高齢者を対象とする事業への参加（1ポイント）
なお、市立図書館での読書だけでは、ポイントは付与されません。

Q32 スポーツセンターで運動すれば、ポイントがもらえますか？

A32 原則として、スポーツセンターで運動をすればポイントがもらえます（別途、施設利用料がかかる場合があります。）。

しかし、団体で利用する場合（グループで団体料金を支払って利用する場合）やスポーツ大会に参加する場合は、スポーツセンターによる実績確認が困難であるケースが多いため、ポイント付与の対象としていません。各グループで団体登録する必要があります。

広島市に活動団体として登録している団体が主催するスポーツ大会に参加する場合は、当該団体が実績確認できる場合はポイントを付与してもらうことができます。

Q33 ポイント付与の対象となる活動に参加してけがなどをした場合、補償はありますか？

A33 「地域の支え手になる活動」（P6のQ4参照）では、一定の要件の下、広島市市民活動保険の対象となる場合があります。所定の書類を提出いただき、審査の上適用の可否を判断します（審査の結果、適用とならない場合もあります。）。

なお、「健康診査やがん検診の受診等」や「自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動」は保険の対象となりません。

詳しくは、各区地域起こし推進課もしくは市民活動推進課（504-2113）にお問い合わせください。

Q34 医療機関で受診すれば、ポイントがもらえますか？

A34 ポイント付与の対象となる健診等は、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療などのため、本市が施策として特に受診を奨励しているもので、具体的には、ポイント手帳のスタンプ欄に記載された健康診査やがん検診等です。診療上必要があると認められ、実施された検査（国民健康保険が適用される場合など）は、ポイント付与の対象となりません。

Q35 ポイントの対象になる健康診査やがん検診等にはどのようなものがありますか？

A35 対象となる健診等は次のとおりです。

- 国民健康保険の加入者等の特定健康診査
- 後期高齢者医療制度加入者の健康診査
- 協会けんぽ、組合健保、共済組合などの医療保険加入者（被扶養者を含む。）の特定健康診査
- 被爆者健康診断
- 広島市が実施するがん検診（胃、肺、大腸、子宮、乳。被爆者がん検診を含む。）
- 被爆二世健康診断
- 骨粗しょう症検診
- 薬剤師等による「服薬情報のお知らせ」の確認
- 節目年齢歯科健診
- 後期高齢者歯科健診

なお、人間ドック等により、特定健康診査又は広島市が実施するがん検診に相当する検査を受診した場合は、それぞれのポイントが付与されます。

Q36 広島市・府中町・海田町内の医療機関・検診機関であれば、どこで受診してもスタンプを押してもらえるのですか？

A36 ポイント事業の登録医療機関や、集団検診及び広島市健康づくりセンターで受診した場合にはスタンプを押してもらうことができます。ポイント事業の登録医療機関のうち、公表の同意があった医療機関については、広島市高齢者いきいき活動ポイント事業等コールセンターやポイント事業のホームページでもご案内していますのでご確認ください。

Q37 「後期高齢者歯科健診」はどのような人が対象になりますか？

A37 「後期高齢者歯科健診」の令和5年度の対象者は、後期高齢者医療制度の被保険者であって、生年月日が昭和22年4月1日から昭和23年3月31日までの方となります。なお、対象者には、8月上旬に受診券が送付されています。

<p>Q38 登録薬局や登録医療機関に持っていくとスタンプが押してもらえる「服薬情報のお知らせ」は、いつ頃送付されるのですか？</p>
<p>A38 「服薬情報のお知らせ」は、毎年9月から11月の間に送付します。</p>

<p>Q39 登録薬局や登録医療機関であれば、「服薬情報のお知らせ」を持参するだけで、スタンプを押してもらえますか？</p>
<p>A39 「服薬情報のお知らせ」を持参しただけではスタンプを押してもらうことができません。スタンプを押すためには、<u>本人が「服薬情報のお知らせ」を登録薬局又は登録医療機関に持参した上で、薬剤師や医師にお知らせの内容を直接確認してもらう必要があります（※）。</u></p> <p>※ 薬局であれば薬剤師が処方箋を受け付ける際に、医療機関であれば医師の診察や健（検）診等の問診の際に、「服薬情報のお知らせ」を確認いただくことが考えられます。</p> <p>※ スタンプの押印は、ポイント付与期間（9月1日から翌年8月31日まで）内で1回のみです。</p>

● 奨励金の支給に関すること

<p>Q1 ポイントを貯めた後、どうすれば奨励金がもらえますか？</p>
<p>A1 奨励金の支給を受けるには、ポイントを貯めた手帳を広島市に提出していただく必要があります。</p> <p>ポイントを貯め終えた方は、<u>ポイント手帳送付時に同封している返信用封筒等を使って、広島市に提出してください。</u></p> <p>その後、広島市においてポイント数を集計し、<u>「獲得ポイントのお知らせ」を送付した後</u>に、ご本人の預金口座に奨励金を振り込みます。</p> <p>既にポイント事業の奨励金の振込口座を登録している方については、その口座に振り込みます。<u>振込口座の登録のない方</u>については、<u>「獲得ポイントのお知らせ」と一緒に送付する口座登録用紙に必要事項を記入の上、通帳のコピーを添付して、同封の返信用封筒で広島市に提出してください。</u></p>

<p>Q2 いつ奨励金がもらえますか？</p>
<p>A2 オレンジ色のポイント手帳を提出された方には、<u>令和5年5月末から順次、毎月末に奨励金を支給</u>しています。青緑色のポイント手帳を提出された方には、<u>令和6年5月末から順次支給</u>する予定です。</p>

<p>Q3 ポイント手帳の提出期限はありますか？</p>
<p>A3 ポイント手帳の提出期限は、使用期間が終了した年の翌年の3月末まで（必着）です。期限までに手帳の提出がない場合は、奨励金を受け取っていただくことができません。</p>

(例) オレンジ色のポイント手帳

使用期間： 令和4年9月1日～令和5年8月31日

提出期限： 令和6年3月29日(金)必着

青緑色のポイント手帳

使用期間： 令和5年9月1日～令和6年8月31日

提出期限： 令和7年3月31日(月)必着

Q4 ポイント数の上限まで貯まっていない場合は、奨励金の支給を受けることができないのですか？

A4 ポイント数の上限※ に貯まっていなくても、貯めていただいたポイント数に応じて、1ポイント100円に換算して、奨励金として支給します。

※ (要支援・要介護高齢者外出支援交通費助成を利用している方の場合、要支援者は75ポイント、要介護者は50ポイント。障害者公共交通機関利用助成を利用している方の場合は40ポイント。)

Q5 活動していた高齢者が亡くなった場合には、遺族が代わりに奨励金の支給を受けることができますか？

A5 本事業における奨励金は、高齢者が活動を行った対価ではないことから、遺族が代わりに支給を受けることはできません。

Q6 要支援・要介護高齢者外出支援交通費助成(障害者公共交通機関利用助成)でタクシーチケットを受け取りましたが、全く使用していません。一方、健康づくりの活動に継続して取り組み、100ポイント貯めることができました。タクシーチケットを返還して100ポイント分の奨励金を支給してもらいたいのですが、可能ですか？

A6 タクシーチケットを全く使用していないのであれば、お近くの区役所福祉課で、タクシーチケットを返還し、要支援・要介護高齢者外出支援交通費助成(障害者公共交通機関利用助成)を希望しない旨の変更手続きをされた場合には、ポイント事業のみ利用することとなり、100ポイント分の奨励金を支給することが可能です(100ポイントに達していない場合はポイント数に応じた奨励金を支給)。

なお、変更手続き(青緑色のポイント手帳についての変更期限：令和6年3月末)ができるのは、タクシーチケット等の利用券を1枚も利用していない方(障害者公共交通機関利用助成でパスピー又はJRを利用している場合は、助成金の振込が済んでいない方(※)に限ります。

※ 近日中に振込予定の方も変更できません。

Q7 奨励金の振込口座を変更したい場合には、どのような手続が必要ですか？

A7 高齢福祉課又は各区福祉課で振込口座の変更手続が可能です。
変更手続の際には、保険証などの本人確認書類及び登録される口座の通帳（名義人、口座番号及び店番が記載されているページの写しでも受付可）をお持ちください。

● **スタンプの押印に関すること**

Q1 一日に押しもらえるスタンプの数に上限はありますか？

A1 スタンプの押印は、次の①～③の活動の区分ごとに、1日につき1回まで（=同じ日に①、②、③をそれぞれ1回ずつ押印することは可能）です。

- ① 自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動（1ポイント対象）
- ② 地域の支え手になる活動（2ポイント対象）
- ③ 地域の支え手になる活動（4ポイント対象）

なお、健康診査やがん検診の受診等（2ポイント対象）については、1日の回数の上
限はありません。

Q2 ポイント手帳を持参し忘れた場合でも、後でスタンプを押しもらえるか？

A2 活動団体において、活動実績が確認できれば、後でスタンプを押しもらうことが
できます。活動団体に手帳を忘れたことを伝え、スタンプの押印について相談してみ
てください。

● **府中町・海田町とのポイント相互付与に関すること**

Q1 府中町・海田町に登録している活動団体の情報はどこで確認できますか？

A1 府中町・海田町に登録している活動団体の情報は、各町のホームページでご確認
いただけます。

【府中町ポイント事業ホームページ】

<https://www.town.fuchu.hiroshima.jp/site/koureikaigoka/23989.html>

【海田町ポイント事業ホームページ】

<https://www.town.kaita.lg.jp/soshiki/19/120972.html>

Q2 広島市で活動団体の登録をしていますが、府中町・海田町でも登録が必要ですか？

A2 既に広島市で登録している団体については、府中町・海田町で団体登録の必要は
ありません。交付された広島市のスタンプをそのままご利用いただけます。

● 新型コロナウイルス感染症等への予防対策に関すること

Q1 新型コロナウイルス感染症等の予防を踏まえ、ポイント事業の活動に参加する際に注意すべきことは何ですか？

A1 新型コロナウイルス感染症等の予防のため、ポイント事業の活動に参加していただく際には手洗いを徹底するなど、各自必要な感染予防対策を行った上で参加いただきたいと考えています。

また、夏場は特に熱中症の危険が高まるため、こまめな水分補給や暑さを避ける工夫等を行った上で参加いただきたいです。

これらのことから、ポイント事業の実施における新型コロナウイルス感染症等への対応方針について、ポイント事業のホームページでご案内しておりますので、こちらをご確認いただくようお願いします。

【ポイント事業ホームページ】

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/ikiiki/>